

令和4年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和5年2月14日開催

議案

・議第1号 南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）

都市計画法第4条に規定される都市施設の一つである下水道の区域変更について、原案のとおり可と答申されました。

- ・名称：富田林市大和川下流東部流域関連公共下水道
面積：約1,336ha→約1,339ha（約3.55haの区域拡大）
- ・名称：富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道
面積：約713ha→約713ha（約0.03haの区域拡大）
- ・名称：富田林市大和川下流西部流域関連公共下水道
面積：約8ha→約10ha（約2.23haの区域拡大）

・議第2号 富田林市立地適正化計画について（諮問）

進行する人口減少社会において、持続可能な都市づくりを進める為に居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定める立地適正化計画案を作成し、都市再生特別措置法第81条第2項に基づいて都市計画審議会へ意見聴取を行い、特に意見なしとされました。

報告

・報告1 南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について

南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について、以下の提案内容を報告すると共に、前回の都市計画審議会でのご意見に対する回答や、これまでの協議経過及び今後の流れ等について説明しました。

名 称：南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画
位 置：旭ヶ丘町地内
計画区域面積：約2.2ha
建 物 用 途：物品販売店舗等

・報告2 南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について

南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について、以下の提案内容を報告すると共に、これまでの協議経過及び今後の流れ等について説明しました。

名 称：南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画
位 置：伏山二・三丁目地内
計画区域面積：約11.0ha
建 物 用 途：住宅335戸